

1995年11月27日

行政改革委員会規制緩和小委員会 御中

全国消費者団体連絡会（構成14団体）

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

東京消費者団体連絡センター（構成50団体）

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

日本アルコール問題連絡協議会（構成13団体）

中央区日本橋浜町3-19-3 リグノ21ビル

酒類の規制緩和についての要望書

11月17日付の新聞報道によると、貴委員会では、「酒類販売の規制を緩和し、5年後には届け出制にする」との素案をまとめられたとのことで、大変驚いています。

酒類は、ご承知のとおり致酔性飲料という『特殊な商品』で、未成年者の飲酒問題をはじめ、飲酒運転、アルコール依存症や臓器疾患など、さまざまな社会問題の要因となっています。そのため、販売には一定の枠組みが必要であり、世界中の国々が専売制もしくは免許制を採用しています。

私たちは現在の日本の酒販免許制度に全面的に賛成するものではありませんが、未成年者飲酒禁止法さえ何の効力も發揮していない日本の状況で、単に誰もがどこでも売れる「届け出制」に移行すれば、歯止めをかける余地すらなくなると考えます。

仮に、届け出制を採用するのであれば、それに対する強力な「社会規制」と、そのため必要になる立法措置等を同時にすすめなければなりません。

酒類の特殊性をきちんと踏まえた販売制度を確立するために、貴委員会が十分検討を尽くされるよう、強く要望します。